



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル5階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

第14号 (平成23年8月10日号)

訪問販売での消費者被害

訪問販売の中には、言葉巧みな語り口で買主をだまして契約をさせる悪質なものが数多く見受けられます。消費生活センターのホームページを見ると、実にさまざまな手口があるものだと感心させられます。

悪質な訪問販売業者は、もっともらしい資料をたくさん用意し、上手にだますためのしゃべり方までしっかり練習した上でやってきます。無防備な消費者が太刀打ちできるはずがなく、じょうずに門前払いでもしなければ、いつのまにか相手のペースに乗せられ、気がついたら、不要な高価な買い物をしてしまった、ということになりかねません。

被害にあった場合の対応

～クーリングオフ～

消費者が対応能力を身につけるといのが根本的な解決ですが、他方で、だまされて契約をしても大丈夫なようにと、法律が認めたのがクーリングオフです。

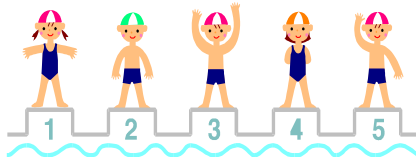
クーリングオフの「クール」は、ご存じのとおり「冷たい」という意味で、口車に乗って契約をしたり契約申し込みをしても、頭を冷やして考え直したときには、何の理由もなしに契約を解除（契約関係から離脱）したり契約申し込みを撤回できるようにと、法律が認めた手続きです。訪問販売だけではなく、キャッチセールスや電話勧誘販売など、消費者が被害を受けやすい取引について、さまざまな法律でクーリングオフが定め

られています。

クーリングオフのやり方

クーリングオフは書面を相手に送る（発信）ことによって行います。書面を送りさえすればクーリングオフをしたことになり、書面が相手に届く必要はありません。書面を出したかどうかは後で争いにならないよう、郵便局の内容証明郵便を利用すべきです。

クーリングオフができる期間は取引ごとに法律が決めています。たとえば、訪問販売、キャッチセールス、電話勧誘販売については、契約したり、契約申し込みをした日の翌日から数えて8日以内に解除の書面を送る必要があります。（定者吉人）



法律フチ★クイズ

平成21年5月21日から裁判員制度が始まりました。裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。では、一つの事件につき、何人の裁判官と何人の裁判員が裁判に参加するのでしょうか？正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、クーリングオフの効力が発生するのは、書面を発送した時です。前記事も参考にしてください。

平成23年8月と9月の 法律相談会等のご案内

●「人権擁護大会プレシンポジウム
広島～私たちは「犯罪」とどう向き合うべきか～」

8月20日（土）13時半～16時半／参加無料（申込不要）／場所：広島YMCA国際文化ホール／問合せ先：広島弁護士会事務（TEL：082-228-0230）

●「無料法律相談会 in 大竹支所」

8月27日（土）10時～17時／相談無料（事前予約が必要）／場所&問合せ先：大竹支所（TEL：0827-54-1222）（JR大竹駅から徒歩2分、大竹市新町1-8-3 アーバンタワー大竹1階）

●「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす広島の会
～総会および記念講演～」

8月28日（日）13時半～16時半／場所：広島市東区地域福祉センター／参加費：資料代500円（申込不要）／問合せ先：広島めざす会事務局（TEL：082-299-7061）

●「心といのちを守るシンポジウム
ひろしま2011」

9月11日（日）13時～16時半／基調講演「心、疲れていませんかーうつ病を知るー」／参加無料（申込必要）／場所：アステールプラザ／申込&問合せ先：広島いのちの電話事務局（TEL：082-221-3113）



当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL0848-21-0045)と大竹支所(TEL0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士：二國則昭、定者吉人、大村真司、紅山綾香、見之越常治、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)